

京都市高校進学・修学支援金

2月に申請される方へ

**2月中に進学先が決まっている方は
入学支度金を前倒して支給を受けることができます。**

2月に進学先が決まる方（公立高校の前期合格者等（※市民税非課税世帯に限る。）や私立高校の推薦・専願合格者など）について、入学支度金を3月末に前倒して支給を受けることができます。（前倒し支給は2月中に申請された方のみ対象です。3月以降に申請される方は、申請受付月の翌月末が支給予定日となります。）

※ 生活保護受給世帯の方は、私立高校への修学予定者のみが入学支度金の対象となります。

前倒し支給の受付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）※当日消印有効

※ 子ども家庭支援課分室では、郵便による申請も受け付けております。また、子ども家庭支援課分室、各区役所・支所の子どもはぐくみ室、右京区京北出張所保健福祉第一担当、伏見区神川出張所への持参による申請も可能です。（土日祝日除く。）

※ 上記の受付期間内に申請書を提出いただけない場合、前倒し支給することができませんので、希望される方は必ず期限内に申請してください。

※ 不着等の郵便事故については、京都市は一切の責任を負いません。

前倒し支給を希望する方へ

前倒し支給を希望する方は、申請書下段の『前倒し支給の希望』欄にチェックのうえ、申請書と通常の添付書類（振込先口座がわかるもの、生活保護受給証明書（生活保護受給世帯の方のみ）等）に加えて、次の①、②（②は私立高校のみ）を提出してください。

① **進学先の高等学校等が分かる書類の写し（合格通知書等）**

② **入学金を納入したことが分かる書類の写し（領収書や振込明細書等）※私立進学者のみ**

※ 前倒し支給を希望された方でも、上記の添付書類が期限までに提出いただけない場合は、4月12日頃が支給予定日となります。合格発表が2月末である等、上記①、②の提出が2月末までに間に合わない場合は、2月中に子ども家庭支援課分室まで御相談ください。

※ 私立高校進学者の方は、上記①及び②のいずれも提出していただく必要があります。

◀ お問い合わせ先・申請先 ▶

京都市子ども家庭支援課分室（奨学金担当） 電話：（075）251-1123

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階（烏丸御池交差点南西角）